

小型旅客船・遊漁船の船長さん！ 特定操縦免許制度が変わります！



船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正により、2024年4月から特定操縦免許制度が変わります。計画的に移行講習を受講し、2年間の経過措置期間中にお近くの地方運輸局にて免許の切り替え手続きをお願いします。

履歴限定制度の導入

必要な乗船履歴がない場合、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域が平水区域に限定される制度です。履歴限定は後から解除することも可能です。



必要な
乗船履歴



沿海区域※以遠を航行する総トン数200トン未満の船舶において
船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴

※ 限定沿海区域を含みます。



1年 以上



履歴限定が付された場合、操縦免許証に【特定限】と記載されます。

特定操縦免許講習の創設

特定操縦免許の取得に必要な講習が、小型旅客安全講習から特定操縦免許講習に変わります。

新講習は8時間以上(学科4時間以上、実技4時間以上)追加され、計15時間以上の講習課程になります。

また、修了試験の合格者にのみ修了証が交付されます。

改正前
(小型旅客安全講習)

海難発生時の措置
(旅客の救命)
7時間

改正後
(特定操縦免許講習)

事故を未然に防ぐ
(出航判断能力等)
8時間以上

海難発生時の措置
(旅客の救命)
7時間

既に特定操縦免許をお持ちの方

2024年3月31日までに特定操縦免許を取得した方は、経過措置として2026年3月31日までは特別な手続きをすることなく、引き続き小型旅客船・遊漁船に船長として乗船可能です。

⚠️ 2026年4月以降は、新しい特定操縦免許が必要になりますのでご注意ください。

移行講習

既に特定操縦免許をお持ちの方は、移行講習(特定操縦免許講習の課程のうち、今回拡充される内容に相当する部分)を修了することで、新しい特定操縦免許を受けることができます。

⚠️ 一定の乗船履歴がある方は実技4時間以上が免除されます。詳細は国交省HPをご確認ください。

履歴限定

新しい特定操縦免許に切り替えた時点で、経過措置期間中でも履歴限定制度の対象になります。

⚠️ 沿海区域以遠で船長業務を行う場合、必要な乗船履歴を満たす状態になってから、免許の切り替え申請をお願いします。

新特定操縦免許制度



Q

移行講習はどこで受講できますか？ 講習料金はいくらですか？

A

登録特定操縦免許講習機関の一部で受講できます。また、講習料金は講習実施機関によって異なります。

登録特定操縦免許講習機関の一覧は、国交省HPでご確認下さい。

Q

期限までに移行講習を受けなかった場合、どうなりますか？

A

特定操縦免許講習を修了し、新しい特定操縦免許を受けるまでは、小型旅客船等に船長として乗船出来なくなります。なお、旧特定操縦免許や海技士の免許※をお持ちの方は、特定操縦免許講習のうち救命科目が免除されます。 ※航海又は機関の資格に係るものに限る。

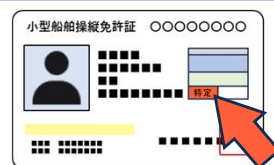
Q

経過措置期間中に操縦免許証を更新することはできますか？

A

移行講習を修了していない方が操縦免許証を更新した場合、「特定」欄が赤色になります。

2026年4月以降は、「特定」欄が赤色の操縦免許証では、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できません。



Q

新特定操縦免許に切り替えた場合、操縦免許証の有効期間はどのようになりますか？

A

残りの有効期間に関わらず、新特定操縦免許の取得日から5年間有効の操縦免許証が交付されます。なお、新特定操縦免許への切り替え時に必要な乗船履歴がない場合、履歴限定が付されます。

Q

沿海仕様の小型船舶を平水区域のみで使用する場合でも、履歴限定が付されていない特定操縦免許が必要ですか？

A

船舶検査証書上の航行区域に関わらず、平水区域のみを航行する小型旅客船・遊漁船であれば、特定操縦免許に履歴限定が付されている場合でも船長として乗船できます。

小型旅客船・遊漁船の船長さん、事業者の皆様へ 国土交通省からの大切なお願い

2026年3月末にかけて、移行講習の受講希望や運輸局での申請が集中し、期限までに手続きが終了しないおそれがあります。

計画的に移行講習を受講し、新しい特定操縦免許への切り替えを余裕を持って済ませていただくよう、ご協力をお願いいたします。

具体的な手続きに関するお問合せは、お近くの地方運輸局等の担当窓口(海技資格課等)にご連絡ください。



国土交通省



特設ページ